

令和7年12月定例月議会
令和7年12月15日
産業建設常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第112号	長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正について	都市計画課	2
議案第111号	長浜市手数料条例の一部改正について	建築課	4
議案第113号	長浜市下水道条例の一部改正について	下水道事業局 下水道施設課	5

都市建設部

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第 112 号
所管局・課	都市計画課

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

本条例を一部改正し、特定旅館か否かの判定について手続の迅速化を図ります。

2. 改正の理由

本市では本条例により特定旅館の建築を全域で規制しており、旅館等を建築しようとする場合、特定旅館か否かの判定を受ける必要があります。その判定に際しては、長浜市旅館等建築規制審議会の意見を聴くことを必須としています。

しかし、審議案件は明らかに特定旅館でないものがほとんどを占めている状況であるにもかかわらず、委員を招集して審議を行うため、届出から判定まで約3か月を要し、届出者にも時間的負担を強いている状況です。

今回の一部改正により、引き続き特定旅館の建築規制を続けながらも、手続の迅速化及び届出者の負担軽減を図るものです。

3. 主な改正内容

審議会への諮問について次のとおり改めます。

	改正案	現行の制限内容
審議会への諮問	届出を受理し、特定旅館か否かを判定する際に、 <u>審議会の意見を聴くことができる</u> 。	届出を受理し、特定旅館か否かを判定する際に、 <u>審議会に意見を聴くものとする</u> 。

4. 同様の条例を定めている主な県内他市の審議会諮問基準

特定旅館に該当するか否か判定する際の審議会諮問基準については、次のとおり条例で定められています。

	意見を聴くことができる	意見を聴く必要がある
大津市	○	
草津市	○	
守山市	○	
彦根市	○	
長浜市		○

5. 経過

令和 7 年 3 月 13 日 長浜市旅館等建築規制審議会（着手）
令和 7 年 9 月 25 日 長浜市旅館等建築規制審議会（最終報告）

6. 施行期日

公布の日

7. 新旧対照表

新	旧
<p><u>(判定及び通知)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条に規定する届出を受理したときは、当該届出に係る旅館等が、特定旅館であるかを判定し、その結果を当該建築主に通知するものとする。</u></p>	<p><u>(判定及び通知)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条に規定する届出を受理したときは、第10条に規定する長浜市旅館等建築規制審議会の意見を聴き、特定旅館か否かを判定するものとする。</u></p>
<p><u>2 市長は、前項の規定による判定を行う場合において必要と認めるときは、第10条第1項に規定する長浜市旅館等建築規制審議会の意見を聞くことができる。</u></p>	<p><u>2 市長は、前項の規定により判定を行ったときは、その結果を速やかに当該建築主に通知するものとする。</u></p>

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第 111 号
所管局・課	建築課

長浜市手数料条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

建築基準法施行令（以下「政令」という。）の改正に伴い、手数料条例の一部を改正するもの。

2. 改正内容

政令の項ずれに伴う引用条項の改正

（第 137 条の 12 第 6 項→第 11 項、第 7 項→第 12 項）

3. 施行期日

公布の日

4. 新旧対照表

新			旧		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
事務の根拠法令	手数料の名称	手数料の額	事務の根拠法令	手数料の名称	手数料の額
(略)			(略)		
55 建築基準法 施行令第 137条の12 第11項の 規定に基づ く大規模の 修繕又は大 規模の模様 替に係る認 定の申請に 対する審査	接道義務の既 存不適格認定 申請手数料	32,000円	55 建築基準法 施行令第 137条の12 第6項の規 定に基づく 大規模の修 繕又は大規 模の模様替 に係る認定 の申請に対 する審査	接道義務の既 存不適格認定 申請手数料	32,000円
56 建築基準法 施行令第 137条の12 第12項の 規定に基づ く大規模の 修繕又は大 規模の模様 替に係る認 定の申請に 対する審査	道路内建築制 限の既存不適 格認定申請手 数料	32,000円	56 建築基準法 施行令第 137条の12 第7項の規 定に基づく 大規模の修 繕又は大規 模の模様替 に係る認定 の申請に対 する審査	道路内建築制 限の既存不適 格認定申請手 数料	32,000円
(略)			(略)		

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第 113 号
所管局・課	下水道事業局 下水道施設課

長浜市下水道条例の一部改正について

1. 改正趣旨・理由

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を受け、下水道法第 25 条に基づき下水道管理者が制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例第 6 条の規定が改正されました。

この改正を踏まえ、本市においても、地震等による災害その他の非常時の際、本市の指定を受けた宅内排水設備工事店の確保が困難となるおそれがある場合においては、宅内配管を円滑かつ迅速に復旧するとともに、排水設備の適正な管理を図るため、他の市町村長が指定した宅内排水設備工事店が工事を実施できるよう、長浜市下水道条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

災害その他の非常の場合において、市長が必要と認めるときについては、他の市町村で指定を受けた事業者も工事を行うことができるよう改めるものです。

3. 施行期日

公布の日

4. 新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、 市長が排水設備等の工事に関し技能を 有する者として指定した下水道排水設 備等工事施工指定業者(以下「指定業者」 といふ。)でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合におい</u> <u>て、市長が他の市町村長の指定を受けた</u> <u>者に工事を行わせる必要があると認め</u> <u>るときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、 市長が排水設備等の工事に関し技能を 有する者として指定した下水道排水設 備等工事施工指定業者(以下「指定業者」 といふ。)でなければ行ってはならない。</p>